官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔最高裁規則〕
○事件記録等の特別保存に関する規則の一部を改正する規則（最高裁九）　一
〔法規的告示〕
○銀行法第五十五条第三項の規定により銀行持株会社に係る認可がその効力を失った件（金融庁一九）　一
○銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件等の一部を改正する件（同二〇）　二
〔その他告示〕
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務一四四～一四六、一四八、一四九）　二
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同一四七）　四
○農薬を登録した件（農林水産七〇〇、七〇一）　五
○農薬の登録が失効した件（同七〇二）　六
○都市計画に関する件（関東地方整備局一七五）　七
〔国会事項〕　七
〔人事異動〕
法務省　財務省　最高裁判所　七
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕
官庁事項
登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　八
登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（同）　八
保障契約証明書の無効について（中国運輸局）　八
法　務
公証人任免（法務省）　八
〔公　告〕
諸事項
官庁
登録個別信用購入あっせん業者の営業の廃止関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　八
特殊法人等
警察共済組合役員の就・退職関係　三〇
会社その他

最高裁規則

○最高裁判所規則第九号

事件記録等の特別保存に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年五月十四日

最高裁判所

事件記録等の特別保存に関する規則の一部を改正する規則

事件記録等の特別保存に関する規則（令和五年最高裁判所規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十五の項を次のように改める。

十五	破産事件 再生事件 小規模個人再生事件 給与所得者等再生事件 会社更生事件 承認援助事件 企業価値担保権実行事件 船舶所有者等責任制限事件 油濁等損害賠償責任制限事件

別表第二の一の項中「民事特別上告受理申立て事件」を「民事上告受理申立て事件」に改める。

附　則

この規則は、事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）の施行の日（令和八年五月二十五日）から施行する。

最高裁判所長官　今崎　幸彦

法規的告示

○金融庁告示第十九号

ＳＢＩ地銀ホールディングス株式会社が令和八年三月二十六日付けで株式会社ＳＢＩ新生銀行を子会社とする持株会社でなくなったことに伴い、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十五条第三項の規定によりＳＢＩ地銀ホールディングス株式会社に対する同法第五十二条の十七第一項の認可がその効力を失ったので、同法第五十六条第九号の規定に基づき、告示する。

令和八年五月十四日

金融庁長官　伊藤　豊